

令和6年第12回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 6年 12月 9日
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和6年12月9日 午後3時00分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和6年12月9日 午後3時55分

3 委員氏名

（1）出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、
天本京子、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、八尋洋一、
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

（2）欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

萩尾博道、藤田満弘

4 議事に参与したもの

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第	26号	農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について
報告第	27号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について
報告第	28号	農地を改良する届出について
議案第	25号	農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について
議案第	26号	農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第	16号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について
議案第	17号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

令和6年第12回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：皆さん、こんにちは。どうも、今日はお寒い中、御出席ありがとうございます。ちょっと欠席者もおられますが、おおむねそろいましたので、ただいまから始めていきたいと思います。よろしくお願いします。

出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第12回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行いますので、よろしくお願いします。署名委員には、2番委員の砥綿委員さん、6番委員の田川委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をよろしくお願いいたします。

資料の1ページをお開けください。

農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第26号、議案書のとおり、農地の権利移動（届出）が5件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□、外1名。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、田1,698平米、合計1,698平米でございます。届出の事由は相続。あっせんの希望につきましては、なしでございました。

続けて、番号2、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外13筆。地目、地積に関しましては、田8,961.03平米、畑1,910平米、合計1万871.03平米。届出の事由は相続。あっせんにつきましては、なしでございます。

番号3、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外4筆。地目、地積に関しましては、田5,534平米、畑132平米、合計5,666平米。届出の事由は相続。あっせん希望につきましては、なしでございます。

番号4、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、田586平米、合計586平米。届出の事由は相続。あっせんにつきましては、なしでございました。

最後に、番号5、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外2筆。地目、地積に関しましては、田685平米、合計685平米でございます。届出の事由は相続。備考欄にありますように、あっせんにつきましては、なしでございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2 ページをお開けください。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第27号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、熊本市中央区□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□、外1名。届出地の表示、□□、外4筆。地目、地積に関しましては、畑3,708平米、合計3,708平米。届出内容としましては、転用目的が宅地分譲。契約内容が売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和6年12月1日から令和7年12月28日までとなっております。受付月日は令和6年11月11日でございます。

番号2、譲受人、筑紫野市□□、□□、外1名。譲渡人、朝倉市□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、田308平米、合計308平米でございます。届出内容は、転用目的が自己住宅。契約内容は売買。構造規模は木造平屋建。工事期間は令和6年12月20日から令和7年3月31日までとなっております。受付月日は令和6年11月11日でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

では、本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3 ページをお開けください。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第28号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局より説明をよろしく申し上げます。

○事務局：同じく読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田995平米、登記簿上は2,025平米ありますけども、そのうちの995平米ということになっております。届出内容としましては、造成計画が盛土、整地。造成高が1メートル。法面処理は土羽。工事期間は令和6年11月8日から令和7年1月7日まで。理由としましては耕作利便のためということになっております。水利承諾書添付ということですけども、ここは無条件承諾ということで

提出されております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

では、本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

4 ページをお開けください。

議案第25号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1 件ございまして、1 番につきまして、地区担当委員であります1 番委員、□委員さん、説明方よろしくお願いいたします。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、□□さん。譲渡人、□□さん。申請地の表示、□□、外1 筆。畑98 平米、合計98 平米。申請理由、相手方要望。内容は贈与。地区担当委員は□□です。場所は基山ですね、国鉄の横にあります。3 号バイパスをくぐって国鉄を通る前にちょっとした畑があります。そこです。番地は□□で道路を挟んで□□であります。

以上です。

○議長：事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：一応、若干補足をさせていただきます。今、□□委員のほうからも字図の説明がありましたように、敷地の隣接部分には3 号線南バイパスが現在通っております。位置図のほうには道路で分断されているような状況でございますけど、これは昔の名残でして、6 ページの字図のほうにある□というのは一応公衆用道路というふうになってますけど、一応ここは地続きになってて、畑が続いていて道路の形状はなくなっている状況でございます。

親子関係で、次女の方に農地を生前贈与したいということで、いずれ相続でもいいんじゃないかなろうかということだったんですけども、生きているうちに贈与したいということで、今回、3 条申請を出させてくれということです。

これまでの営農活動とかの聞き取りをしたところ、ずっと次女の方が耕作をされておまして、トマトほかブロッコリー、玉ねぎ、じゃがいも、さつまいもとかを植えてあります。現地にはみかんとかレモンの木が植わってますけども、それは今年2 月に植栽されて3 年か4 年後の収穫を見込んで栽培していますということでした。

今後の計画としましては、今のところ販売とかはしてないそうなんですけども、ネット販売とか移動販売も考えていきたいということで計画書を出されております。

以上、事務局からの補足でした。

○議長：ありがとうございます。

○副会長：譲渡人の住所を言ってないので。

○事務局：もう一度、譲受人と譲渡人のところだけを読み上げさせていただきます。

まず、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、久留米市□□、□□、□□。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

○委員：□□は公衆用道路ってことで、名義的にはどうなるんですか。

○事務局：市です。

○委員：ということは市からの払込みはよかったんですか、逆に言うと。

○事務局：本人さんがどうされるかでしょうけどね。

○委員：よく水路やら残ったままで、ちょっと私も経験あるんですけど、開発するとき市はその水路を、実際は農地として使っていると思いますけど、結局最終的に買い取れって言われたりするんですよ。そういう経緯があるので、今、実質、結局等分取ると多分公衆用道路でってことで市の名義になってるかなと思うので、将来的に——このままほっとけば何もなくて終わるかもしれませんが、何か合筆するな。

○議長：払下げを。

○委員：そこがちょっと、払下げだと費用関係が発生するからね。

○議長：右側が道路ですので、土手になってますから。まあ、いずれ考えられるということで。よろしいですかね。

ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、7ページをお開けください。

議案第26号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

2件ございますが、私のほうから両方とも説明させていただきます。

1件目をいきます。譲受人、筑紫野市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、外2筆。地積、田の505.77平米、合計505.77平米です。転用目的は事務所の用

地として拡張したい。それから契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間、令和7年1月5日から令和7年2月28日。農地の区分は一種です。資金の内容は自己100%。開発許可は市整備要綱協議済。用排水処理は承諾書を添付してあります。都市計画区域は区域外です。

地図を見てください。次のページ、8ページになります。

場所は真ん中斜めに上に上がっている道路が旧200号線であります。それから、薄い線で縦に線が入っておりますが……、ごめんなさい、これは鉄塔ですね。現在、朝倉のほうから吉木御笠のほうへ抜ける鳥越トンネルがある部分の手前になりまして、その上の部分になります。場所的にはその道路の交差点から、今言いました道路が、今度は右下からニュータウンの中を通ってまっすぐいってるんです。その上のちょっと中に入った部分で、実はこの旧200号線右側部分が農用地区域になってます。その関係で一種のうちになっていますが、場所的に以前、転用された次のページを見てください。9ページです。色塗りをした部分の下に□と□、それから3、□がございますが、8か。

○副会長：3。

○議長：3ですね。この部分は先ほど申しました□□という会社が購入されて利用されています。その色塗りの上の上。□□というのがありますが、ここが主税さんのご自宅です。現在、飲食業をやられておりまして、その下の部分が先般、駐車場として利用したいということで出まして、皆さんから議決いただきまして現在駐車場になっております。その下、ちょうど間が空いた形で水田が残っておりまして、この部分を職員の駐車場を含めた形、それから事務所の部分なり含めて造成したいということで出まして、やむなしということで了解を得るところです。

それから□さんのところの自宅、□□、この上の左側の部分から用水路が走ってるんですが、現在は使われておりませんが、一応形として残っておりますので、本人さんがぴしゃっと土盛りをした中で、下の工事をされるときに一緒にU字溝を埋めるというような話になっておりますので、そういうところで了解が得られてる状況でございます。

それでは、事務局のほうより補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、この1番の件につきまして質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決するこ

といたします。

それでは2番目に移ります。

譲受人、朝倉市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□、外1名。申請地の表示、□□、外3筆。地積は田の7,785平米でございます。それから合計7,785平米。申請内容は転用目的として倉庫を建てるということでございます。冷凍倉庫がそうです。それから契約内容は売買で、構造規模は鉄骨造りの倉庫を建てる。工事期間資令和7年2月10日から令和7年10月31日。農地の区分は第二種です。それから資金は借入100%。建蔽率は25.9。開発許可は県開発許可該当。用排水処理は条件付でありまして、都市計画区域は区域外になります。

10ページを見てください。

先ほど出ました分の下、先ほど右下からずっと□□って書いてある間を通して、県道の386号線と言ってるんですが、朝倉のほうから吉木のほう、御笠のほうへ抜ける道路でございます。その道路わきのちょっとカーブした高台の部分になります。赤く塗ってる部分の左側に幅がとってあるのは水路です。これは小古野川といって山家川に最終的にはそそぎ込む川になってます。その部分の間に挟まれた土地を買われて倉庫を建てるということでございます。

字図を見てください。今申しました道路が上の右側、この赤い線に沿ってずっと左上のほうへ上がっています。それから左上のほうから下のほうへ下ってるのが小古野川と言われる河川でございます。その間に挟まれた現在農地として残っている分を全面積購入して倉庫を建てるということでございます。用排水につきましては、道路の側面がコンクリートになっておりまして、そこに降った雨がこの土地の中に流れ込みますし、一部排水をするということで、3か所でもって排水処理をちゃんとやっていく。洗車等しないから別段油等を流す考えはないということで地元も了解をされております。

以上です。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：この案件につきましては面積も広いことから、12月17日に開催されます県の常設審議委員会のほうでまた改めて説明していきたいと思っています。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

この会社は□□の輸送関係をされている会社であります。□□そのものの配送センターが山家の小学校の近くにございまして、その関連でこういうふうなことをされているんだと思います。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：では、ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないと、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

12ページをお開けください。農政議案に移ります。

議案第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者よりの説明をよろしくお願いいたします。

○農政担当：それでは、読み上げて説明させていただきます。

番号1、所有権移転を受ける者、□□、□□。住所、福岡市中央区□□。所有権移転をする者、□□、外1名。住所、筑紫野市□□。所在地、□□、地番、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、1,687平方メートル。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田として。所有権移転の時期、令和6年12月24日。対価の支払い時期、令和6年12月24日。引渡しの時期、令和6年12月24日。

以降につきましては、お読み取りください。

この2件につきましては、以前、あっせん申出の中で出てきました中間管理機構を通して売買を行う案件でございます。

では、件数につきましては、売買2件、交換ゼロ件、合計2件。筆数につきましては、売買2筆、交換ゼロ筆、計2筆。面積につきましては合計3,386平方メートルとなっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

では、本件に対する御意見等のある方、お願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：では、ございませんようですので、これより採決を行います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次のページをお開けください。15ページになります。

議案第17号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者よりの説明をお願いいたします。

○農政担当：それでは、こちらも読み上げて説明させていただきます。

番号6-12-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、大宰府市□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、939平方メートル。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和6年12月11日。終了の時期、令和11年11月10日。期間、5年。10アール当たりの賃借料、4,000円。備考、新規。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

件数につきましては、更新ゼロ件、新規2件、合計2件。筆数につきましては、更新ゼロ筆、新規3筆、合計3筆。面積の合計としましては5,595平方メートルでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する御意見等のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することといたします。

今の件で定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして令和6年第12回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。